



人権



草津市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、市民一人ひとりが人権意識の高揚を図るとともに、全ての人があたたかい心もち明るく住みよいまちを実現することを目的とし、「人権擁護に関する条例」を制定しているまちです。また、「男女の人権の尊重」などを基本理念とした「草津市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画を推進しています。

人権侵害を見たり、聞いたりしたときは、無視せずに「なぜ」、「どうして」、「本当にそうなのか」と一歩踏み込んで考えてください。そして、みんなとあなたの人権を守るために行動してください。

同和問題をはじめとする人権問題を学ぶために、いろいろな機会を設けています。

また、男女の人権の尊重について理解を深めるため、学習会などを行っています。

人権啓発・教育

人権センター“ぴーぷる”

“ぴーぷる”は、草津市立人権センターの愛称です。人と人が差別なく、同じ人間として交流できる場に…という願いが込められています。

人権センターでは、こんなことをしています。

- ◆ 人権に関する相談
- ◆ 人権に関する講座やセミナー
- ◆ 人権に関する図書やDVDの貸出
- ◆ 人権に関する学習の資料や教材の提供および相談 など

問 啓発担当 ☎563-1177 教育担当 ☎563-1765
FAX563-7070 (共通)

メール jinkence@city.kusatsu.lg.jp

所在地 大路二丁目11-51 草津合同ビル内

開 館 月～土曜日
8:30～17:15

休 館 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

相談専用ダイヤル
☎563-1660

人権に関する相談をお受けしています

日ごろの人権にかかわるさまざまな悩みの相談や、解決へのアドバイスを行います。秘密は厳守します。電話相談可。相談無料です。お気軽にご相談ください。

- ◆ いじめられている
- ◆ 差別をうけている
- ◆ 虐待をうけている
- ◆ 配偶者や恋人からのDV(ドメスティックバイオレンス)被害
- ◆ 各種ハラスメント
- ◆ 不当な扱いを受けている など

人権相談員による常設相談

相談日時 火～土曜日
(月曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

人権擁護委員による相談

人権擁護委員は、身近で気軽な相談相手です。電話での相談もお受けしています。

相談日時 月曜日(祝日を除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

弁護士による相談 事前予約が必要です。

相談日時 第4火曜日(原則) 13:30～16:30



人権



悩んでいることをかきだしてみよう!



だれが

だれが

なにを

なにを

いつから

いつから

どのように

どのように



人権政策

問 人権政策課 ☎561-2335 FAX561-2488
商工観光労政課 ☎561-2356 FAX561-2486

人権に関する取り組み

- ◆ 人権政策に係る総合的な企画および調整
- ◆ 同和問題に係る総合的な企画および調整

人権相談

日常のさまざまな相談

相談日時 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始は除く)
8:45～17:30

場 所 西一会館 ☎562-5448
橋岡会館 ☎562-5864
新田会館 ☎563-1281
常盤東総合センター ☎568-0224

草津市企業同和教育推進協議会

問 事務局：商工観光労政課 ☎561-2356

あらゆる人権問題解決のため、会員企業などを対象に研修、啓発などを実施しています。

人権月間・人権週間

差別のない明るいまちづくりをめざして、月間や週間の取り組みを行っています。

企業内公正採用・人権啓発推進月間	毎年7月 【問合先】商工観光労政課
同和問題啓発強調月間	毎年9月 【問合先】人権政策課
人権週間	国連で「世界人権宣言」が採択された12月10日を最終日として、12月4日から10日までの1週間を人権週間と定め、法務省では啓発活動が行われています。市においても人権擁護委員などが街頭啓発をします。 【問合先】人権政策課

男女共同参画

問 男女共同参画課 ☎565-1550 FAX561-2489

女性も男性も性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現をめざし、こんなことをしています！

- ◆ 女性の相談員が相談を受ける「女性の総合相談窓口」
男女共同参画課 ☎565-1550(9:00～16:00)
- ◆ 起業・就労など、新たな一歩を踏み出す女性を応援する「女性のチャレンジ応援塾」
草津市 輝☆業塾
- ◆ 女性の就労支援をするため、女性のキャリアデザインや多様な働き方を学ぶ講座を開催する「女性活躍推進事業」
- ◆ 「ジェンダーに関する学習会」の開催や啓発紙「みんなで一歩」の発行(年2回程度)

配偶者からの暴力(DV)に悩んでいる方へ ひとりで悩まず相談を…

暴力は、どんな場合であっても許されない行為です。被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。ひとりで悩まずに、下記などに相談してください。(緊急の場合は、警察へ)

- ◆ 滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎564-7867
- ◆ 滋賀県男女共同参画センター ☎0748-37-8739
- ◆ 男女共同参画課 ☎565-1550

